

分割等があった場合の平均売上金額の 調整計算の特例に係る明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の平均売上金額の計算について、租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第27条の4第30項の規定を適用するために租税特別措置法施行規則第20条第29項に規定する事項を記載して確定申告書等、修正申告書又は更正の請求書（以下「申告書等」といいます。）に添付する場合に使用します。

また、この明細書は、分割又は現物出資（以下「分割等」といいます。）が複数ある場合にはその分割等ごとに、分割等に係る相手先が複数ある場合にはその相手先ごとに作成してください。

- 2 この明細書の各欄は次により記載します。

- (1) 「添付対象法人の区分及び分割又は現物出資の態様」

この明細書を申告書等に添付する法人（以下「添付対象法人」といいます。）の分割等に係る法人区分を○で囲みます。

- (2) 「分割法人又は現物出資法人の事業年度」

次の場合の区分に応じそれぞれ次の日を含む分割法人等の事業年度を記載してください。

- イ 適用年度において分割等が行われた場合

添付対象法人の基準日（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の4第1項又は第4項の規定の適用を受ける事業年度（以下「適用年度」といいます。）開始の日前3年以内に開始した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日等の一定の日をいいます。以下同じです。）から適用年度開始の日の前日までの期間内の日

- ロ 添付対象法人の基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内に分割等が行われた場合

添付対象法人の基準日からその分割等の日の前日までの期間内の日

- (3) 「分割法人又は現物出資法人の売上金額」

分割等に係る分割法人等の売上金額を記載してください。

また、(2)「分割法人又は現物出資法人の事業年度」が分割法人等の分割等の日を含む事業年度（以下「分割等事業年度」といいます。）に該当する場合には、その分割等の日の前日をその分割等事業年度終了の日とした場合のその分割等事業年度の売上金額を記載してください。

- (4) 「分割法人又は現物出資法人の移転売上金額」

分割等に係る分割法人等の移転売上金額を記載してください。

また、次の場合にあってはそれぞれ次の金額を記載してください。

- イ 添付対象法人が分割承継法人等である場合において、分割等に係る分割法人等がその分割等について措置法施行令第27条の4第30項の規定の適用を受けるとき

その分割法人等が「分割等があった場合の平均売上金額の調整計算の特例に係る明細書」に記載する移転売上金額

- ロ 添付対象法人がその分割等について措置法施行令第27条の4第30項の規定の適用を受けようとする事業年度の修正申告書又は更正の請求書を提出する場合において、既に提出したその事業年度の申告書等に添付した付表にその各事業年度の移転売上金額の記載があるとき

その付表に記載した各事業年度の移転売上金額

- ハ 添付対象法人がその分割等について措置法施行令第27条の4第30項の規定の適用を受けようとする事業年度前の事業年度でその分割等について同項の規定の適用を受けた事業年度がある場合において、その適用を受けた事業年度の申告書等に添付した付表にその分割等に係る分割法人等の各事業年度の移転売上金額の記載があるとき

その付表に記載した各事業年度の移転売上金額

- ニ 経過期間（※1）内に行われた分割等について、旧令適用法人（※2）以外の法人が措置法施行令第27条の4第30項の規定の適用を受けようとする場合に、旧令適用法人がその分割等について租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第145号）による改正前の措置法施行令（以下「令和5年改正前措置法施行令」といいます。）第27条の4第37項の規定の適用を受けるための「分割等による売上金額の区分に関する届出書」に各事業年度の移転売上金額の記載があるとき

その旧令適用法人が「分割等による売上金額の区分に関する届出書」に記載した各事業年度の移転売上金額

※1 経過期間とは、分割等に係る次のいずれか早い日からその分割等に係る次のいずれか遅い日の前日まで

の期間をいいます。

(イ) 分割法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日（その分割法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割法人等の事業年度開始の日）

(ロ) 分割承継法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日（その分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割承継法人等の事業年度開始の日）

※2 旧令適用法人とは、経過期間内に行われた分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等のうち、その分割等の日が令和5年4月1日前に開始した事業年度の期間内であるもの（その分割法人等又は分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割等の日がその分割法人等又は分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日前に開始した事業年度終了の日に終了するその分割法人等又は分割承継法人等の事業年度の期間内であるもの）をいいます。

(5) 「相手先」の各欄

分割等に係る相手先の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

(6) 「移転事業の内容」

移転事業の内容を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(7) 「分割承継法人又は被現物出資法人が移転事業を行うためにその分割又は現物出資により移転する資産及び従業員の明細及び数」

分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うためにその分割等により移転する資産の明細及び従業員の数をそれぞれ記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(8) 「分割法人又は現物出資法人の各事業年度の売上金額を移転事業に係る売上金額とその移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分した合理的な方法」

移転事業に係る売上金額とその移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分した合理的な方法を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

3 留意事項

分割等について、令和5年改正前措置法施行令第27条の4第37項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の措置法施行令第39条の39第30項の規定の適用を受けるための「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を提出していた場合におけるその分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等が、その分割等について措置法施行令第27条の4第30項の規定を適用しようとする場合には、申告書等にこの付表を添付する必要はありません。